

兵庫県公報

平成23年11月4日 金曜日 第2335号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成23年度兵庫県准看護師試験の実施（医務課）	1
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○同 上（同）	3
○保安林の指定（同）	3
○河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	4
○同 上（同）	4
○宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	4
公 告	
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	5
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	5
○平成24年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集（文書課）	7
○大規模小売店舗の新設に関する届出（丹波県民局）	9
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	10

告 示

兵庫県告示第1170号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成23年度兵庫県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成23年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 試験日時
平成24年2月19日（日）午後1時30分から午後4時00分まで
- 試験場所
兵庫県立のじぎく会館
〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号
- 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 試験の方法
筆記試験とする。
- 受験資格
保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条の規定に該当する者
- 受験手続
 - 提出書類
 - 受験願書
 - 受験資格を証する卒業証明書又は修業証明書
卒業見込み又は修業見込みの者は、卒業見込証明書又は修業見込証明書に代えることができる。
なお、平成24年3月12日（月）までに上記証明書が提出されない場合は、当該受験は無効とする。
 - 写真票
出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び学校養成所名を記入し、所定の箇所に貼り付けること。
 - 提出期間

平成23年12月8日(木)から同月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
受付時間は午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時までとする。
なお、郵送による場合は簡易書留とし、平成23年12月16日(金)必着とする。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県健康福祉部健康局医務課看護指導係

(4) 手数料

6,900円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。
なお、受験願書受付後は、手数料を返還しない。

7 受験票の交付

受験願書受付後、受験番号、受験日時及び受験場所を記載した受験票を交付する。

8 合格者の発表

平成24年3月15日(木)午前10時から同年4月13日(金)午後5時まで兵庫県健康福祉部健康局医務課前に
掲示するとともに兵庫県ホームページに掲載する。

なお、合否の問合せには応じない。

9 試験結果の開示

個人情報保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)第20条第1項の規定による試験結果の開示は、
次に定めるところにより口頭で請求できる。

(1) 期間 平成24年3月15日(木)から同年4月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後5時まで(3月15日(木)は午前11時から午後5時まで)

(2) 場所 兵庫県健康福祉部健康局医務課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第1号館4階

(3) 持参するもの 兵庫県准看護師試験受験票

(4) 開示する内容 総合得点

(5) その他

ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

イ 開示請求できる者は、本人とする。ただし、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わ
って開示請求することができる。

ウ 電話による問合せには一切応じない。

10 身体に障害を有する者等の特例措置

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、受験願書等の提出期限
内に下記問合せ先に申し出ること。申出のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な
配慮を講じることがある。

11 受験についての問合せ先

兵庫県健康福祉部健康局医務課看護指導係
電話 (078) 341-7711 (内線 3220・3253)



兵庫県告示第1171号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成23年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

佐用郡佐用町本位田字牛岩乙70の1から乙70の8まで、乙70の11、乙70の13から乙70の16まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1172号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成23年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町下秋里字北條175の1から175の8まで、175の11から175の17まで、175の21、175の22、175の24から175の27まで、175の29、175の30
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北條175の14・175の16・175の21・175の22・175の27(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1173号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成23年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町鐘尾字坂本441(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1174号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び北播磨県民局加東土木事務所に備え置いて2週間縦覧に供する。

平成23年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称
一級河川加古川水系北谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成23年11月 4日
- 3 廃川敷地等の位置
三木市吉川町実楽字門ノ垣内1番3、3番3、3番4、3番5、3番6、3番7、3番8、3番9、3番10
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
種類 土地（河川管理施設を含む。）
数量 2,131.62平方メートル



兵庫県告示第1175号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び北播磨県民局加東土木事務所に備え置いて2週間縦覧に供する。

平成23年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称
一級河川加古川水系北谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成23年11月 4日
- 3 廃川敷地等の位置
三木市吉川町実楽字門ノ垣内23番3、23番5
同 市吉川町実楽字塚町98番4
同 市吉川町実楽字上川原331番4、331番7
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
種類 土地（河川管理施設を含む。）
数量 468.14平方メートル



兵庫県告示第1176号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成23年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 商号又は名称 株式会社アール建設
- (2) 代表者氏名 藤 本 吉 將
夫 洪 錫
- (3) 事務所所在地 明石市野々上3—13—10
- (4) 免 許 番 号 兵庫県知事(1)第401300号
- (5) 免 許 年 月 日 平成19年12月 6日

- 2 (1) 商号又は名称 有限会社トータルライフ
- (2) 代表者氏名 辻 田 守
- (3) 事務所所在地 高砂市伊保1-1-30
- (4) 免許番号 兵庫県知事(5)第400765号
- (5) 免許年月日 平成19年10月21日

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成23年10月20日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人イシス
- イ 代表者の氏名 面 村 清 美
- ウ 主たる事務所の所在地 川西市大和西5丁目5番地の6
- エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、高齢者すまい法と介護保険法に基づく高齢者福祉サービス事業、遠隔介護サービス事業、遠隔診療に対する支援事業など高齢者の遠隔介護サービス・慢性疾患患者の遠隔診療支援及び子どもの健全育成を図る支援のためのICTネットワーク提供に関する事業を行い、高齢者の健康の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 2 (1) 申請受付年月日 平成23年10月20日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人障がい者みんなの会トライアングル
- イ 代表者の氏名 北 川 一 馬
- ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市東野4-27-1-101
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会的自立と地域生活の支援に関する事業を行い、障害者が生きがいを持ち自立した生活が営める地域社会の構築と大いなる発展に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成23年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成23年10月20日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 NPO法人はりま福祉会
- イ 代表者の氏名 本 條 義 和
- ウ 主たる事務所の所在地 姫路市野里上野町1丁目1番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成23年10月20日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人相続相談センター

イ 代表者の氏名 安東 信裕

ウ 主たる事務所の所在地 大阪市中央区本町3丁目4番10号

エ 定款に記載された目的

この法人は、相続に関する事業を行うことにより、正しい相続に関する法律や制度の社会教育を推進し、法律と家制度との調和のとれた社会の形成に貢献し、かつ、高齢者の方々の生活の安寧に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成23年10月20日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人世界健康フロンティア研究会

イ 代表者の氏名 家森 幸男

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市枝川町4番16号 武庫川女子大学国際健康開発研究所内

エ 定款に記載された目的

この法人は、世界中の人々に対して、保健、医療又は福祉の増進、予防を含む健康科学の推進を図るために係る情報の収集、調査研究、講演会を通して啓発活動を行うとともに、特に“生涯”食育の推奨のため必要な人材の養成や派遣に関する事業を行い、広く世界中の人々に対して健康増進の発展に寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成23年10月20日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人太陽福祉会

イ 代表者の氏名 大原 了

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市椎堂1丁目1-7

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者が社会の一員として日常生活を営み、様々な社会的活動ができるよう、障害者に対し、自立支援や社会参加の促進に関する事業を行うとともに、障害者に対する社会一般の認識を深めることによって、すべての人が、共に助け合いの精神をもって、安心して暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成23年10月20日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人サポート歓

イ 代表者の氏名 西村 志華彦

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市中陰字中ノ町376番12

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業、障害者小規模作業所の運営事業など障害者の自立支援、社会参加に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成23年10月20日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人くおりにいけあ

イ 代表者の氏名 浅野 裕子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区住吉東町3丁目2番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、要介護認定を受けている高齢者及び障害児者に対して、自立と社会参加を可能にするための移動手段確保に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

**平成24年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集**

平成24年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）を募集する。

平成23年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 広告の掲載期間・広告媒体

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。

（注） 本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。

ア 平成24年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。

イ 平成24年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。

2 県封筒の仕様等

| 封筒の種類  | 長形 3号（定型）                                                                                                                  | 角形 2号（A 4判）         |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 用紙     | クラフト紙、サイド貼り                                                                                                                | 同左                  |
| 広告掲載箇所 | 裏面（縦11cm以内×横16cm以内）                                                                                                        | 裏面（縦20cm以内×横22cm以内） |
| 広告刷り色  | 黒 1色                                                                                                                       | 同左                  |
| その他    | (1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。<br>(2) 枠外に次の旨を表記する。<br>「（広告内容に関するお問合せ先）〇〇〇〇（広告主の名称・電話番号）<br>兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」 |                     |

（参考）過去の発注実績

| 年 度    | 長形 3号（定型） | 角形 2号（A 4判） |
|--------|-----------|-------------|
| 平成20年度 | 383 千枚    | 322.5 千枚    |
| 21年度   | 405 千枚    | 366.5 千枚    |
| 22年度   | 280 千枚    | 274.5 千枚    |

3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形 3号及び角形 2号の 2種類の県封筒を通じて 1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、2の広告掲載スペースを分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第 2条第 1号に規定する暴力団、第 3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第 2号）第 2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他広告掲載権者として適当でないとい県が認める者

6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

#### 7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。  
ア 平成24年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）  
イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）  
ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類  
エ 5の(1)から(5)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）  
ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲示する。  
アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa13/pa13\\_000000149.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa13/pa13_000000149.html)
- (2) 4のただし書の場合における前項の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。
- (3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

#### 8 広告掲載料（応募金額）

- (1) 広告掲載料の応募に係る最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 決定された広告掲載権者（4のただし書の場合にあっては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。
- (3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると県が認めるときはその全部又は一部を返還する。

#### 9 広告掲載の申込期間・申込方法

平成23年11月25日（金）から同年12月15日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、7(1)の書類等を13の場所へ持参又は郵送（平成23年12月15日（木）必着）により提出すること。

#### 10 広告掲載権者の決定

- (1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体について、応募金額、広告内容等を総合評価する方法により選考を行い、広告掲載権者を決定する。  
なお、選考において適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。
- (2) 選考の結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。

#### 11 広告掲載権者の責務

- (1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。
- (2) 広告掲載権者が5の要件に違反し、又は掲載する広告が6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。



12 契約の締結

兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。

13 問合せ先及び申込先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局文書課 文書管理係  
T E L (078) 341-7711 内線2045、2044  
F A X (078) 362-3902



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年11月 4日

丹波県民局長 伊 藤 聡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) テックランド丹波氷上店  
所在地 丹波市氷上町市辺108番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ヤマダ電機  
代表者の氏名 山 田 昇  
住所 群馬県高崎市栄町1番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ヤマダ電機  
代表者の氏名 山 田 昇  
住所 群馬県高崎市栄町1番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年 5月31日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,490平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

88台

(2) 駐輪場の収容台数

28台

(3) 荷さばき施設の面積

40平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

50立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|----------------|------|-------|
| 株式会社ヤマダ電機      | 午前9時 | 午後10時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成23年9月30日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成23年11月4日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成24年3月5日
  - (2) 提出先  
丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課  
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688



#### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）ミリオンタウン西宮前浜店  
所在地 西宮市前浜町1番1
- 2 同法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要
  - (1) 交通処理や歩行者の安全対策に十分配慮すること。また、開店後、交通誘導員を配置し、利用者等の誘導を行うなど適正な交通安全対策を講じること。また、地域との連携を密に行い、地域の一員として様々な問題に対し誠意を持って対応し、交通安全対策を含め必要な周辺環境対策を講じること。
  - (2) 廃棄物等の回収時に騒音が発生することが予想されるため、近隣に配慮した保管場所を確保するとともに、深夜や早朝に大きな騒音を発生させないよう収集計画を立てること。また、設置者は、廃棄物を自らの責任において生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理すること。特に生ごみの排出においては、周辺への悪臭の発散等を防止するため、保管施設の密封性を確保するとともに適正な管理に努め、防臭・除臭の対策を講じること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成23年11月4日から1月間